## G X 推進再エネ導入支援事業 (省エネ・再エネ関連人材育成支援事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、カーボンニュートラルの実現に向けて、経済・社会、産業構造変革(GX)を推進するにあたり、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する人材の育成を支援するため、県内中小事業者等第3条に定める交付要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「県内中小事業者等」とは、県内に事業所を置く企業及び法 人格を持った団体並びに個人事業主であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人事業主
  - (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
  - (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公営社団法人・公営財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に基づき設立された協同組合等
  - (4) 青色申告を行っている個人事業主

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の全てを満たす個人事業主及び法人(国,地方公共団体,独立行政法人及び国又は地方公共団体の連結対象となる第3セクターを除く。)とする。
  - (1) 第2条に規定する県内中小事業者等であること。
  - (2) 県税の未納がないこと。
  - (3) 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条に規定する「暴力団」,「暴力団員」「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の 額等は、別表2のとおりとする。
- 2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、県内中小事業者等 がその従業員等を対象に次のすべてに該当する研修等を実施する事業とする。
  - (1) 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する専門的な知識及び技術を習得するもの
  - (2) 研修等の受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの

(3) 当該事業実施年度の別に定める日までに従業員等の研修等の受講が終了し、かつ、補助対象者に対し、当該従業員等から研修内容に係る報告がなされるもの

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助金の交付のための要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 県内中小事業者等の事業主及び従業員(以下従業員等という)が受講する研修等であること。
  - (2) 県内中小事業者等が費用負担したものであること。
  - (3) 他の制度等により補助金又は助成金を受けていないこと。
  - (4) 補助金の交付の申請をしようとする者は、第6条第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
  - (5) 補助事業者は、補助金交付申請の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第6号様式によりその金額(補助金交付申請において上記(4)により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)の総額等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業実績報告書(別記第2号様式)
  - (2) 収支精算書(別記第3号様式)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 知事は、規則第6条第1項の規定による補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。
- 2 規則第16条第1項の補助金交付請求書は、別記第5号様式のとおりとする。

(補助事業の経理等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、 他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければ ならない。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

別表1 中小企業の要件(第2条関係)

		次上人廿进	公米口廿米			
	業種	資本金基準	従業員基準			
	木性	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員			
1	製造業,建設業,運輸業,その他(ゴム 製品製造業除く。)	3 億円以下	300人以下			
	ゴム製品製造業	3 億円以下	900人以下			
2	卸売業	1 億円以下	100人以下			
3	小売業	5 千万円以下	50人以下			
4	サービス業 (以下を除く)	5 千万円以下	100人以下			
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	行報処理サービス業 3億円以下				
	旅館業	5千万円以下	200人以下			

<sup>※</sup> 資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

## 別表 2 補助対象経費及び補助金の額等(第4条関係)

	補助金額等				
経費区分			<b>州</b>		
研修費	受講料,	教材費,	受験料,	その他知事が特に必要と認める経費	経費の3分の2以 内, 400千円を上限と する。

鹿児島県知事

申請者 住所 氏名

令和 年度GX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業) 補助金交付申請書

令和 年度においてGX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業)を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びGX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業)補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業実績報告書(別記第2号様式)
  - (2) 収支精算書(別記第3号様式)
  - (3) その他知事が必要と認める書類

## 第2号様式(第6条関係)

令和 年度GX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業) 実績報告書

## 1 研修の概要

(1) 研修の名称				
(2) 研修の主催者				
(所在地・連絡先)				
(3) 研修の開催場所				
(4) 研修の予定期間	年 月 日カ	ら年	月 日まで	
(5) 研修の受講者	氏名	役職	派遣期間	

#### 2 研修実績

(1) 研修で取得した 内容	※ 研修で取得した内容を具体的に記載してください。研修報告書等を別途作成している場合は、添付してください。
(2) 研修の成果	※ 研修の開催又は研修へ参加することで、省エネ・再エネ関連の取組推進に資する人材の育成における自社の課題解決において、どのような成果があったか記載してください。
(3) 研修の成果の活 用に向けた計画	※ 省エネ・再エネ関連の取組推進に資する人材の活用に向け、 実際の研修の成果をどのように活用していくのかその計画 を記載してください。

<sup>※</sup> 研修が複数にわたる場合は、適宜欄を追加して別々に記載すること。

# 第3号様式 (第6条関係)

令和 年度GX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業) 収支精算書

## 1 収入内訳

区	分	予	算	額	実	績	額	資金の調達先
自己資	金			円			円	
県 補 助	金			円			円	
その	他			円			円	
合	計			円			円	

## 2 支出内訳

	× 分	補助事業に要する	補助	全	充	当	額	
		経費 (予算額)	経費 (実績額)	1111 97	31/4	70		нд
補助		円	円					円
対象		円	円					円
経費		円	円					円
補助対		円	円					円
対 象 外		円	円					円
経費		円	円					円
	合 計	円	円					円

番号年月日

印

殿

鹿児島県知事

令和 年度GX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業) 補助金交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度GX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業)補助金については,鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し,同規則第14条の規定により交付額は,交付決定額と同額に確定しました。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

年 月 日

鹿児島県知事

 補助事業者
 住所

 氏名
 印

令和 年度GX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業) 補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく令和 年度GX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業)補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条及びGX推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業)補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

< 預金口座 > 金融機関名
 支 店 名 本店 支店
 種 別 当座・普通
 番 号
 口座名義人
 (フリガナ) ( )

年 月 日

鹿児島県知事

補助事業者 住所 氏名

殿

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

G X 推進再エネ導入支援事業(省エネ・再エネ関連人材育成支援事業)補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額)

円

- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円
- 4 補助金返還相当額(3から2の額を差し引いた額)

円

※ 別紙として精算の内訳を添付すること。